

30監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年11月15日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月13日

福岡市監査委員	阿部正剛
同	倉元達朗
同	谷山昭
同	篠原俊

1 監査報告と措置の件数

30 監査公表第4号（平成30年5月17日付 福岡市公報第6489号 公表）分

・・・22件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（事務監査）

1 局別監査

(1) 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成28年度「アビスパ福岡「市民応援デー」実施業務委託」の委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ事業課長）</p>	<p>今回の指摘内容について、課内会議において共有を図るとともに、支出事務については、支払い遅延が生じないようにチェックリストの作成や、平成30年6月に公金支出等の適正処理に向けた課内研修を行い、再発防止に向けて周知徹底を図った。</p> <p>また、相手方に対して履行完了後の速やかな請求書の提出を依頼した。</p>

(2) 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
-------	-------

高齢者乗車券等の出納管理について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

高齢者乗車券等の出納管理に当たっては、交付状況の把握、現物の確認とともに帳簿の点検等、物品管理者及び担当者は、適時確認を行わなければならない。

しかしながら、平成29年度の高齢者乗車券等の出納管理において、実査日(平成30年1月16日)現在、次のような事例が見受けられた。

今後、適切な出納管理となるよう早急に対策を講じられたい。

(ア) 福岡市交通用福祉ICカード、チャージ券、タクシー助成券、福岡市営渡船乗船引換券及び今宿姪浜線乗合マイクロバス回数乗車券を購入等により受入れ、各区役所等に保管転換書により払出し、残りの在庫を保管していたが、物品出納簿を作成していなかった。

(イ) 各区役所窓口で利用者から返還を受けた福岡市交通用福祉ICカードについて、各区から高齢者乗車券等返還状況等報告書により同カードを受入していたが、保管転換書及び物品出納簿を作成していなかった。

(ウ) 原課で利用者から直接返還を受けた平成28年度分タクシー助成券6冊及び製作時に不良品として廃棄すべきであった平成27年度分タクシー助成券60冊を保管していたが、物品出納簿を作成していなかった。

(高齢福祉課)

高齢者乗車券の出納管理については、保管転換書と「高齢者乗車券等返還状況等報告書」をもとにICカード、チャージ券、タクシー助成券、市営渡船乗船引換券、今宿姪浜線乗合マイクロバス回数乗車券の現物をそれぞれ確認し、数量に過不足がないことを確認の上、物品出納簿を作成した。

各区役所窓口で利用者から返還を受けた福岡市交通用福祉ICカードについては、物品出納簿を作成するとともに、保管転換書の作成を徹底した。

不要なタクシー助成券については、物品処理書を作成のうえ廃棄を行った。

今後は、物品出納簿による受入・払出の管理を徹底するとともに、現物と物品出納簿の定期的な照合を確実に行っていく。

(3) 環境局

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>修繕料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>修繕料等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 28 年度「全有機炭素分析計修理」の修繕料外 6 件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健環境管理課)</p>	<p>支払事務については、監査事務局による研修に所属全職員を参加させることにより、会計ルールの確認を改めて行った。特に、契約完了後、期間内に速やかに支出することについて、周知徹底を図った。</p>
--	--

(4) 東区役所

監査の結果	措置の状況
<p>福祉乗車証等の出納管理について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>福祉乗車証等の出納管理に当たっては、交付状況の把握、現物の確認とともに帳簿の点検等、物品管理者及び担当者は、適時確認を行わなければならない。</p> <p>しかしながら、平成 29 年度の福祉乗車証等の出納管理において、日々の交付状況の記録及び在庫管理が適正に行われていなかったため、実査日(平成 29 年 12 月 25 日)現在、次のような事例が見受けられた。</p> <p>原因について調査するとともに、出納簿の交付状況の記録及び在庫数の確認を徹底し、適切な出納管理となるよう早急に対策を講じられたい。</p> <p>(ア) 福祉乗車証の出納管理について、出納簿の払出枚数を誤って記載したため、現物(766 枚)より出納簿の残枚数</p>	<p>福祉乗車証等の出納管理については、窓口で「在庫管理表」に交付日ごとに交付枚数と残り枚数を記載し、それを毎月「出納簿」に転記していたが、現物との突合せをまれなく行っておらず、実態を反映した記帳ができていなかった。</p> <p>監査以降は、毎週末、2 人体制で出納簿と現物を確実に突合せを行い「在庫管理確認票」により課長に報告を行うこととした。</p>

<p>(781 枚)が 15 枚多かった。</p> <p>(イ) 福岡市交通用福祉 I C カードの出納管理について、出納簿の残枚数(1,352 枚)より現物(1,354 枚)が 2 枚多かった。</p> <p>(ウ) タクシー助成券(福祉)の出納管理について、出納簿の残冊数(759 冊)より現物(805 冊)が 46 冊多かった。</p> <p>(エ) タクシー助成券(高齢)3,000 円券の出納管理について、出納簿の払出枚数を誤って記載したため、現物(602 冊)より出納簿の残冊数(690 冊)が 88 冊多かった。</p> <p style="text-align: right;">(福祉・介護保険課)</p>	
--	--

(5) 城南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>現金収納事務について適正な事務処理を行うよう一層の注意を求めるもの</p> <p>収納金等現金の取扱いについては、区出納員は収納した現金をその日に払い込むことになっており、それによりがたい場合は指定金融機関等の翌営業日までに払い込まなければならない。</p> <p>しかしながら、平成 29 年度の市税の現金収納事務において、区出納員が収納した現金を 9 日遅れて払い込んでいるものがあった。</p> <p>なお、平成 28 年度定期監査を踏まえて特に改善状況等を確認するフォローアップ監査を実施したが、改善していなかった。</p> <p>今後、現金収納事務については、関係法令等に則り適正に行うよう十分注意するとともに、再発防止に向けた業務改善に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(納税課)</p>	<p>現金収納事務については、従前から行っていた収納金引継書と日報による確認及び経過記録の決裁に加え、翌営業日に払い込みを要する場合の注意喚起サインの掲出、毎朝の課内ミーティングでの全職員に対する確認、さらに払い込みすべき収納金が残されていないか毎日午前中に金庫内を確認する等、事務処理手順を見直し、実施している。</p>

(6) 人事委員会事務局

監査の結果	措置の状況
<p>委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、「平成28年度福岡市職員採用試験等適性検査運營業務委託」の委託料外8件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(任用課)</p>	<p>事業担当者による進行管理及び事業担当係内における情報共有を徹底すると同時に、支払事務担当係において、適宜財務会計システムを確認し、事業担当者に支払いの状況を確認することとした。</p> <p>履行完了確認後に、債権者から請求書が提出されていない場合は、債権者に対して催促を行い、確実な請求を促すよう周知徹底を図った。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 環境局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>共通仮設費を適正に算定すべきもの</p> <p>東部（伏谷）埋立場電気設備更新工事 [総合評価] [No.13]</p> <p style="text-align: center;">(契約金額2億7,000万円)</p> <p>本工事は東部（伏谷）埋立場の受変電設備等を更新する工事である。</p> <p>工事費の積算において共通仮設費の1項目である準備費の算定を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な共通仮設費の算定に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設課)</p>	<p>工事費の積算については、設計で使用するエクセルシートと別に「経費チェックシート」を作成し、設計者と精査担当者によるダブルチェックを行うこととした。</p>
<p>(イ) 委託において、次のような不適切な事</p>	<p>一般管理費等の算定については、補正</p>

<p>例が認められたので注意をを求めるもの 一般管理費等の算定を適正に行うべきもの 福岡市道路清掃業務委託（その2） [No.1]</p> <p>（契約金額3億9,529万2,385円）</p> <p>本委託は主要幹線道路の通行の安全確保や沿道環境の向上等のため路面清掃を行う業務委託である。</p> <p>本委託の契約約款では、委託料を毎月払としており、前払金の支出対象がない規定となっている。</p> <p>しかしながら、一般管理費等の算定において、一般管理費等率に誤って前払金がある場合の補正係数を乗じて算定した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な一般管理費等の算定に努められたい。</p> <p>（収集管理課）</p>	<p>係数不算入の根拠について、設計の事務手引書に明記し、今後、同様の誤りを起こさないよう職員に周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意をを求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの 中部汚泥再生処理センタープラント設備工事 [総合評価][No.14]</p> <p>（契約金額4億9,319万4,960円）</p> <p>本工事は、し尿中継施設である中部中継所に汚泥脱水機等を設置し、し尿処理施設に改造する工事である。</p> <p>請負代金の変更は、契約図書の内容変更などが対象になると定められている。</p> <p>しかしながら、産業廃棄物運搬費及び処分費については、契約図書の変更がないにもかかわらず、当初の数量が誤っていたとして増額の契約変更を行っていた。</p> <p>今後は、適正な契約変更を努められた</p>	<p>今後、設計変更を行う場合は「福岡市設計変更ガイドライン（建築・設備工事編）」に則り、設計変更を行うこととした。またこの件について再発防止のために、職員間で情報共有を行った。</p>

い。	(施設課)
----	-------

(2) 農林水産局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A コンクリートブロック積工の積算を適正に行うべきもの</p> <p style="padding-left: 2em;">東区唐原7丁目地内新堤池改良工事 [No. 2]</p> <p style="padding-left: 2em;">(契約金額 2,372 万 5,440 円)</p> <p style="padding-left: 2em;">本工事は新堤池の護岸改良工事である。</p> <p style="padding-left: 2em;">「土木工事標準積算基準書」において、コンクリートブロック積工の歩掛は胴込・裏込コンクリートの材料費を含まないことから、使用する場合は別途計上することになっている。</p> <p style="padding-left: 2em;">しかしながら、本工事では胴込・裏込コンクリートを使用したにもかかわらず、材料費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業施設課)</p>	<p>積算における材料費未計上については、監査の結果を踏まえ、課内会議を行い、設計時における「土木工事標準積算基準書」の確認の周知徹底を図った。</p> <p>また、工事発注時に使用している「設計チェックリスト」に使用材料についての項目を追加し、精査時のチェック強化を図っている。</p>
<p>B コンクリートブロック積工の積算を適正に行うべきもの</p> <p style="padding-left: 2em;">東区青葉1丁目地内イボリ池改良工事 [No. 3]</p> <p style="padding-left: 2em;">(契約金額 3,900 万 4,200 円)</p> <p style="padding-left: 2em;">本工事はイボリ池の護岸改良工事である。</p> <p style="padding-left: 2em;">「土木工事標準積算基準書」において、コンクリートブロック積工の歩掛は胴込コンクリートの材料費を含まないことから、使用する場合は別途計上することになっている。</p>	<p>積算における材料費未計上については、監査の結果を踏まえ、課内会議を行い、設計時における「土木工事標準積算基準書」の確認の周知徹底を図った。</p> <p>また、工事発注時に使用している「設計チェックリスト」に使用材料についての項目を追加し、精査時のチェック強化を図っている。</p>

<p>しかしながら、本工事では胴込コンクリートを使用したにもかかわらず、材料費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (農業施設課)</p>	
<p>C 重建設機械分解組立輸送費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>福岡市新青果市場外構工事その1 [総合評価][No.7]</p> <p>(契約金額4億7,866万6,800円)</p> <p>本工事は新青果市場整備に伴う外構工事である。</p> <p>「土木工事標準積算基準書」において、クローラクレーンを使用する場合は重建設機械分解組立輸送費を共通仮設費に積上げにより、積算することになっている。</p> <p>しかしながら、本工事ではクローラクレーンを使用したにもかかわらず、同費用を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (青果市場)</p>	<p>積算における共通仮設費未計上については、監査の結果を踏まえ、課内会議を行い、設計時における「土木工事標準積算基準書」の確認を周知徹底するとともに、設計及び精査時のチェック強化を図っている。</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>建設リサイクル法を遵守すべきもの [重点事項]</p> <p>福岡市新青果市場外構工事その1 [総合評価][No.7]</p> <p>(契約金額4億7,866万6,800円)</p> <p>本工事は新青果市場整備に伴う外構工事である。</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第</p>	<p>建設リサイクル法に基づく届出がなされていなかったことについては、監査の結果を踏まえ、課内会議を行い、工事の実施において必要となる手続きや資料の作成・提出等について、周知徹底を図った。</p>

<p>11 条等の規定に基づき届出書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、届出書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(青果市場)</p>	
<p>(ウ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託費の積算を適正にすべきもの</p> <p>福岡市鮮魚市場市場会館等施設管理業務委託[No.19]</p> <p>(契約金額 1 億 8,108 万 3,600 円)</p> <p>本委託は福岡市鮮魚市場市場会館等の中央監視業務、設備メンテナンス業務及び環境衛生管理業務等を行う業務委託である。</p> <p>委託費の積算において施設管理業務仕様書に設備運転管理業務の勤務体制・時間が定められているが、同業務の積算については、各職制の人・日数が仕様書に定める人・日数より少なく計上され、また、副責任者及び一般要員の夜間業務の費用も計上されていなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な委託業務の積算に努められたい。</p> <p>(鮮魚市場)</p>	<p>未計上・過少計上だったものについては、監査結果を踏まえ、平成 30 年度委託契約分より、仕様書を満たす人工にて適正な積算を行っており、今後は、設計書の精査においては 2 名で行うなど、精査時のチェックの強化を図っている。</p>

(3) 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 防音シートの積算を適正に行うべきもの</p> <p>平成 26 年度公営住宅（下山門住宅）新築工事[総合評価][No.19]</p> <p>(契約金額 9 億 4,977 万 5,760 円)</p>	<p>防音シートの積算の適正化については、シートの範囲と仕様を設計図書上で明確にするとともに、精査時に複数の職員で確認を行うなど、チェック体制の強化を図った。</p>

<p>本工事は公営住宅（下山門住宅）の新築を行う建築工事である。</p> <p>仮設工事において騒音防止の必要性から契約図書の現場説明書では、外部足場には防音シートを設置するように指定していた。</p> <p>しかしながら、その積算において防音シートを計上すべきところ、誤って養生シートを計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (住宅建設課)</p>	
<p>B 階段工の積算を適正に行うべきもの 野間大池公園整備（その6）工事 [No.10] (契約金額 4,959 万 6,840 円)</p> <p>本工事は野間大池公園の再整備工事である。</p> <p>本工事の当初設計において、階段工に階段手すりを計上していた。</p> <p>しかしながら、階段工の構造が変更となったことから設計変更を行ったが、誤って階段手すりを計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (みどり整備課)</p>	<p>設計業務については、従来の設計・積算チェックリストの見直しを行うとともに、設計書を確認する際のポイントをまとめたチェックリストを新たに作成し、設計・積算業務において活用することを課内会議で周知徹底を行った。また、精査時において、職員2名で確認を行うなど、チェック体制の強化を図った。</p> <p>なお、階段手すりについては、別途、工事費の支払いを行った。</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 工事写真の撮影について受注者を適切に指導・監督すべきもの[重点事項] 平成26年度公営住宅城浜住宅管工事 [総合評価] [No.32] (契約金額 1 億 6,194 万 4,920 円)</p> <p>本工事は市営住宅の建替え工事に伴う管工事である。</p> <p>発注者は工事が設計図書に定めるところ</p>	<p>工事写真の適切な撮影については、工事受注者に「福岡市建築・設備工事写真撮影要領」を再確認するよう通知するとともに、職員には同要領の研修を行うなど、周知徹底を図った。</p>

<p>ろにより完全に施行されるよう的確に監督する必要があり、工事写真は工事が適正に施工されたことを証明するものとして「福岡市建築・設備工事写真撮影要領」に基づき適切に撮影されるよう施工管理する必要がある。</p> <p>しかしながら、本工事においては、同要領において被写体と共に写しこむこととされている施工内容等を記載した小黒板が、大半の写真において写しこまれていなかった。</p> <p>また、一部の試験の状況を撮影した写真においては、同一とみられる写真が使用されるなど適切な工事写真となっていなかった。</p> <p>今後は、工事写真の適切な撮影について受注者への指導・監督を徹底されたい。</p> <p>(住宅建設課)</p>	
<p>(ウ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>設計業務の支払を適正に行うべきもの</p> <p>平成 26 年度市営福浜住宅 8 棟耐震等改修事業 [No.20]</p> <p>(契約金額 1 億 4,094 万円)</p> <p>本事業は市営福浜住宅 8 棟の耐震等改修事業である。</p> <p>本事業は設計・施工一括契約書において、設計期間、及び施工期間を定めていた。</p> <p>設計業務の委託料支出において、履行完了の確認から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>今後は、適正な支払業務に努められたい。</p> <p>(住宅建設課)</p>	<p>支払いの適正化については、契約書等に基づき履行完了の確認後は速やかに支払業務を行うよう、課内会議で職員に周知徹底を図った。</p>

(4) 早良区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>間接工事費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>平成 28 年度県道入部中原停車場線（脇山）道路舗装工事 [No. 2]</p> <p>（契約金額 4,686 万 9,840 円）</p> <p>本工事は歩道の新設工事である。</p> <p>間接工事費の算定について、2 種以上の工種内容からなる工事は、当該対象額の大きい工種区分を適用するものとなっている。</p> <p>しかしながら、対象額の大きい工種区分の「道路改良工事」とするべきところを「舗装工事」とした結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>（地域整備課）</p>	<p>平成 30 年 6 月 18 日に開催した研鑽会（地域整備課内における技術研修会）にて、指摘事項内容の確認・周知徹底を図った。</p> <p>今後は、再発防止のため別紙のとおり「工種区分のチェックシート」を作成したため、積算の際に使用し、適正な積算に努める。</p> <p>また、本案件も含めて、これまで監査から指摘・指導を受け特に注意すべき案件についても情報共有を図り、誤った積算を今後行わないように周知徹底を図った。</p>

(5) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>交通誘導員の条件明示を適正に行うべきもの</p> <p>市道今宿東 4242 号線道路改良工事 [No. 9]</p> <p>（契約金額 9,908 万 8,920 円）</p> <p>本工事は歩道拡幅に伴う道路改良工事である。</p> <p>交通誘導員の契約図書への条件明示については、財政局技術監理課の通知により、配置人員を明示し、さらに複数の配置体制がある場合には、業務内容が解るよう区分する等の条件明示を行うことになっている。</p> <p>しかしながら、当初設計においては配</p>	<p>交通誘導員の条件明示については、今回の指摘、指導を含めチェックリストの内容を改善・整理し、条件明示について具体的な項目へ見直すとともに、所属職員への研修を行い周知徹底を図った。</p>

<p>置人員を明示していたが、設計変更により配置人員を変更したにもかかわらず、変更後の条件明示がなされていなかった。</p> <p>なお、交通誘導員の条件明示については前回の監査でも注意を行っており、適切に事務改善がなされているとはいえない。</p> <p>今後、適正な条件明示に努められたい。</p> <p>(土木第2課)</p>	
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>建設リサイクル法を遵守すべきもの [重点事項]</p> <p>市道今宿東 4242 号線道路改良工事 [No. 9]</p> <p>(契約金額 9,908 万 8,920 円)</p> <p>本工事は歩道拡幅に伴う道路改良工事である。</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき届出書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、届出書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(土木第2課)</p>	<p>建設リサイクル法に基づく届出書については、新たに工事関係チェックリストを作成し、建設リサイクル法の手続きについて随時確認を行うとともに、所属職員への研修を行い周知徹底を図った。</p>

2 テーマ監査

(1) 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>施工体制台帳の作成及び提出について受注者を適切に指導・監督すべきもの</p> <p>博多区空港前 1 丁目地内揚水ポンプ設置</p>	<p>施工体制台帳の作成及び提出における受注者への指導・監督については、指摘事項の内容と要因について共有を図り、建設業法に基づき施工体制台帳作成など受注者に対し指導・監督を行い、再発防止に努</p>

<p>工事[No.29]</p> <p>(契約金額 243 万円)</p> <p>本工事は農業用水用揚水ポンプを設置する工事である。</p> <p>建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）により，公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）が改正され，平成 27 年 4 月 1 日以降に契約した公共工事については，施工体制台帳の作成及び提出の範囲が，下請契約を締結する全ての場合に拡大された。</p> <p>本工事においては，電気設備に係る工種について下請け契約を締結し施工していたが，施工体制台帳の作成及び提出がなされていなかった。</p> <p>今後は，施工体制台帳の作成及び提出について受注者を適切に指導・監督されたい。</p> <p>(農業施設課)</p>	<p>めるよう課内会議にて周知徹底を図った。</p>
---	----------------------------